第八条の次に次の一条を加える。

（最初の国立研究開発法人の長の任期の終了時における業務実績等報告書）

第九条　研究所に係る通則法第三十五条の六第四項の報告書には、同条第二項に規定する最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該長の任期の末日を含む事業年度の事業年度末までの期間（以下この条において単に「期間」という。）に係る年度計画に定めた項目のうち通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　当該期間における中長期計画及び年度計画の実施状況

ロ　当該期間における業務運営の状況

ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報

二　前号に掲げる業務の実績について研究所が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　評定及び当該評定を付した理由

ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　研究所に係る通則法第三十五条の六第四項の規定による公表は、同項の規定による報告書の提出後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

本則に次の二条を加える。

（内部組織）

第二十二条　研究所に係る通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号の主務省令で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として農林水産大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として農林水産大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第二十三条　研究所に係る通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号の主務省令で定める管理又は監督の地位は、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして農林水産大臣が定めるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（業務実績等報告書に関する経過措置）

第二条　独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第三十五条の四第一項の中長期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の国立研究開発法人農業環境技術研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（次条において「新省令」という。）第八条第一項の規定の適用については、同項の表中「通則法第三十五条の四第二項第二号に」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（次号において「旧法」という。）第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号」とあるのは「旧法第二十九条第二項第二号から第五号」とする。

（事業報告書に関する経過措置）

第三条　新省令第十五条第三項の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

○農林水産省令第二十四号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）並びに独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第四項及び第六項第二号、第三十五条の五第一項及び第二項第八号、第三十五条の六第三項及び第四項、第三十八条第二項並びに第五十条の十一において準用する同法第五十条の六第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人国際農林水産業研究センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日　農林水産大臣　林　芳正

独立行政法人国際農林水産業研究センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国際農林水産業研究センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年農林水産省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令

第一条中「独立行政法人国際農林水産業研究センター」を「国立研究開発法人国際農林水産業研究センター」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に改める。

第六条及び第七条を削る。

第五条第一項中「センターに係る通則法第三十一条第一項の」を削り、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「センターは、」の下に「通則法第三十五条の八の規定において読み替えて準用する」を加え、同条を第七条とする。

第四条の見出し中「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条中「第三十条第二項第七号」を「第三十五条の五第二項第八号」に改め、同条を第六条とする。

第三条の見出し中「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第一項中「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画の」を「中長期計画の」に、「中期計画を」を「中長期計画を」に改め、「開始」の下に「の日の」を加え、「センターの最初の事業年度の属する中期計画については、センターの成立後遅滞なく」を削り、同条第二項中「第三十条第一項後段」を「第三十五条の五第一項後段」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条を第五条とする。

第二条第一号中「独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号。以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第四条とする。